

入札監理小委員会
第587回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第587回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年5月29日（金）13：40～15：09

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

- 東京国際空港場周警備設備等保安業務（国土交通省）
- 国有林の間伐等事業（林野庁）
- 政府所有米穀の販売等業務（農林水産省）

3. 入札結果等の報告

- 国民公園の維持管理業務（皇居外苑）（環境省）

4. 閉会

<出席者>

（委員）

井熊主査、梅木副主査、関野副主査

国土交通省

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課 石岡空港保安防災企画官
東京航空局 総務部 安全企画・保安対策課 森山専門官
航空局 航空ネットワーク部 空港技術課 山田空港保安対策係長

林野庁

国有林野部 業務課 宇野業務課長
田口企画官
山内需要開発係長

農林水産省

政策統括官付貿易業務課 小峰課長
石橋米流通調整官
福水係長

環境省

皇居外苑管理事務所 須藤所長

自然環境局 総務課 今井課長補佐

(事務局)

足達参事官、小原参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第587回入札監理小委員会を開催します。初めに、「東京国際空港場周警備設備等保守業務」の実施状況について、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課、石岡空港保安防災企画官より御説明をお願いしたいと思います。

○石岡空港保安防災企画官 航空局の石岡でございます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、説明に移らせていただきます。

東京国際空港場周警備設備等保守業務について御説明させていただきます。

まず、業務内容ですけれども、本件は、平成27年4月から、市場化テストに基づく民間競争入札を実施しております。現在は2期目となっております。本件は、東京国際空港の制限された区域の秩序を維持するために、監視装置等の点検及び保守を目的とした業務でございます。

資料のA-2、7ページ目の次の資料ですけれども、業務の概要が記載されております。これを見ていただきながら概略を説明させていただきます。

本業務は、大きく3つの業務に分かれております。羽田空港は陸上部分と海上部分に空港が分かれております。まず、陸上部分には、外部からの侵入を監視するための赤外線センサーや監視カメラがフェンス沿いに設置されてございますので、そういった機器及び制御装置を点検保守する業務。それからもう一つは、D滑走路がございすけれども、その下部の部分は一部橋梁構造となっております。その部分には、船舶等が進入可能な構造となっておりますので、船舶等が無断で侵入しないように監視するカメラや注意を促す拡声器等を設置しております。そういった機器及び制御装置を点検保守する業務。それから最後に、空港で航空機事故などが発生した際に迅速に対応するため、空港の中に設置された空港消防に指揮命令するための防災通信指令設備や関係機関への通報装置等がございす。そういったものを点検保守する業務がございす。

羽田空港にとって非常に重要な設備の保守を行っており、日常点検、定期点検、緊急保守点検を365日実施しております。勤務時間は午前9時から午後6時までとなっており、夜間帯など、勤務時間外に障害が発生した場合には緊急保守を実施できるよう体制を整えております。

本業務は、羽田空港以外の国管理空港では実施しておりません。

羽田空港は国内の基幹空港であり、各種監視機器等の障害による航空機への運航の影響を生じさせないために実施しているものです。

今期の受託事業者は、総合評価方式により評価基準を満たした者で入札を実施した結果、一般財団法人航空保安協会を受託者として決定いたしました。

本件は、資料A-3というのがございますけれども、平成26年度までは単年度での一般競争入札で実施しておりましたが、入札参加者が特定の1者しかいなかったため、民間競争入札を利用し市場化できるよう、平成27年度から、委員の皆様からの御意見などを踏まえ、見直しを行ってまいりました。見直しの内容といたしましては、資料に一覧で掲載しておりますけれども、資料につきましては資料1-1、5ページの5ポツにございますけれども、第1期目は、入札者決定から業務開始までの引継ぎ期間を3週間から4週間へ延長し、入札参加グループによる参加を可能といたしました。また、必要だった実務経験を不問とし、必要な技術技量を応募者に提案させ評価することとし、業務内容や提案の評価基準も明確化し、競争参加者の等級について、AまたはB等級であったものを、全等級参加できるように拡大いたしました。2期目の今期からですけれども、前回見直した入札参加グループの構成について、分かりやすく具体例を挙げるように、併せて保守対象機器に特殊なものはありませんので、実施要項全般について平易な表現に変更し、加算点項目における実施要件の緩和を行いました。また、業務への理解を深めるため、業務説明会を企画し、ホームページで参加者の募集を行いました。

それでは、資料1-1の2ページを見ていただきまして、御説明をさせていただきます。資料1-1、2.でございますけれども、確保されるサービスの質の達成状況及び評価についてですが、入札実施要項で定めたサービスの質について、主要事項として信頼性の確保、それから機器設備の保全について指標を定め実施した結果、記載のとおり良好な結果となりました。また、各業務別で確保すべき水準を定め、定期、緊急、特別、それぞれの保守業務についても、記載のとおり計画的な定期保守業務が行われ、突発的な設備の不具合にも、当局の指示に従い確実に実施され、要求水準は確保できたと思われま。

次に、3. 実施経費の状況及び評価についてでございます。市場化テスト前後の請負金額の比較表を見ていただきますと、1年当たりの契約金額が、市場化テスト前の平成26年度と市場化テスト後の平成30年度1年当たりの平均金額を比較しますと、約430万円と約5.7%の増となってしまいましたが、これは、近年の人件費の高騰による増となっております。国にて定める公共工事設計労務単価で、市場化テスト前の平成26年度の単価と、テスト期間中の平成30年度の単価を比較すると、15.1%の上昇が確認されております。労務単価が大幅に上昇する中、契約金額は5.7%の増で抑えられているというこ

とは、経費が削減されていると評価でき、また、受託事業者へのヒアリングを行いましたところ、廉価の業者を探し、業務に必要な被服、工具等の調達費用を削減、効率的な点検保守計画を作成し、点検車両の燃料費などの削減を行い、日頃から経費削減へ努力しているとのことでした。

次に4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等についてですけれども、詳細な説明は省略させていただきますけれども、受託事業者から3つの提案、1つ、保守業務の迅速性に関する提案、2つ、専門能力の維持、向上に関する提案、3つ、保守業務の質の向上に関する提案を受け、改善を行い、効率的な業務が行われました。

5. 競争改善のための取組についてですが、先ほど説明させていただきましたとおり、市場化テスト1期目より、委員皆様から頂いた御意見などを踏まえ改善を行ってまいりましたが、1期目及び2期目と特定の一者応札となってしまいました。

同様な保守請負を行っている民間事業者へヒアリングを行いました。資料A-4に記載しておりますけれども、労働力の確保が厳しい中、公示されている予定価格内で人手を確保し、リスクを負って体制を整え、新規事業を取りに行くことは難しいとの回答でした。

また、本業務を行うには、緊急保守のため24時間対応ができるよう技術者の確保に課題があると思われるほか、業務開始までに各設備の基礎知識、点検、障害等の対応方法や空港内の航空機などが行き来する制限区域の知識など、あらかじめ確保した技術者へ訓練を行わなければならない、準備に時間と手間がかかり、新規参入が難しい状況と推測されます。

以上のことから、信頼性の確保、機器設備の保全について確保されるべき質は満足するものであり、事業者の改善提案がなされたことで、突発的な機器等の不具合について迅速な対応が図られたことは評価でき、また、実施経費についても労務単価の大幅な上昇は見られましたが、契約金額の上昇は、市場化テスト前後で5.7%の上昇にとどまったことから、実質的には、経費は削減されていると考えております。

しかしながら、競争性を確保するための改善を行ってまいりましたが、一者応札については改善できず、課題が残りました。

受注しております航空保安協会ですけれども、航空保安施設の維持管理、空港における消防警備及び有害鳥類防除等の業務を行うために設立されており、平成5年より羽田空港の警備システムの保守などを行っており、一日の長があると考えられます。

以上のとおり、競争性に課題は残りますけれども、市場化テストの実施だけでは実施状

況のさらなる改善が見込まれないため、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する方針の基準に照らし、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了させていただきたいと存じます。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされました公共サービスの質等々、及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き公共サービスの質の維持向上、コスト削減などを図るよう努力してまいりたいと思っております。

以上をもちまして、「東京国際空港場周警備設備等保守業務」の実施状況についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価について、総務省より説明いたします。

○事務局 それでは、評価案について説明申し上げます。

資料A-1を御覧ください。事業の概要等につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

評価の概要ですが、終了プロセスに移行することと考えています。

対象公共サービスの実施内容に関する評価でございます。先ほど、国土交通省の方からも説明がありましたとおり、質につきましては、信頼性の確保、機器設備の保全の確保の観点から、達成すべき質が維持できていると考えております。

続きまして、3ページ目の実施経費を御覧ください。実施経費は、市場化テスト前の従来経費と比較して5.7%の増加となっております。しかし、こちらは国の定める公共工事設計労務単価を見ますと、市場化テスト直前の平成26年度単価と市場化テスト実施期間中の平成30年度単価を比較すると15.1%上昇しています。こうした状況の中で、契約金額が、単年度当たりの比較で5.7%の上昇のみに抑えられたことは、実施的には経費が削減されていると評価しております。

続きまして(4)競争性改善のための取組でございます。先ほど説明がありましたとおり、こちらについては航空保安協会1者の応札が続いておりますが、これを受けて、前回の市場化テストのときの先生方の意見等を踏まえて、競争性改善のために、国土交通省において様々な取組が実施されました。

続きまして4ページ目の(5)業務の特殊性を御覧ください。こちらについては、24

時間運用の空港における体制を整えるためには技術者確保に課題があると思われるほか、空港といった特殊な環境で、機器に関する様々な知識なども必要となるため、あらかじめ確保した技術者に対して訓練を実施しなければならず、準備に時間と手間がかかり新規参入が難しい状況であると考えられます。

また、ヒアリングを実施したところ、従来の実施状況に関する情報開示として示されているような費用の中で人手を確保し、リスクを取って、体制を整え新規事業を取りに行くことは難しいとの回答がございました。

このように、本事業が労働集約的なものであり、労務単価の上昇や人手不足等の労働環境下においては、これ以上競争性の確保のための抜本的な改善が困難な状況であると考えております。

(6) 評価のまとめとしまして、達成目標として設定された質については、平成30年度、平成31年度の2か年とも全て目標を達成していると評価しております。実施経費につきましても、労務単価が上昇している中で、契約金額が5.7%の上昇に抑えられましたので、実質的には経費が削減されていると評価しております。

一方、競争性については一者応札が続いており課題が残っています。しかし、先ほど申し上げましたとおり、競争性改善のための様々な取組を実施してはおりますが、業務の特殊性等を考慮いたしますと、市場化テストの実施だけでは、競争性のさらなる改善が見込めないものと考えております。

また、本事業の実施期間中には委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もありませんでした。

今後は、国土交通省東京航空局に設置している外部有識者で構成される国土交通省東京航空局総合評価委員会において、本事業実施状況のチェックを受けることが予定されております。

5ページ目の(7) 今後の方針ですけれども、以上を踏まえまして、評価のまとめのとおり、競争性に課題が認められるものの、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善は見込めないものと認められております。

したがって、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ.1.(2)」の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが妥当であると総務省としても評価しております。

以上となります。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。関野先生、お願いします。

○関野副主査 御説明ありがとうございます。資料の1-1の5ページの4番の改善提案のところで、仕様書に規定する以上の業務担当者の配置がなされましたということですが、人を配置したんだから、どこかを減らさないと契約上は回らないんじゃないかなと考えたんですけど、人を増やしたのに契約金額が変わらないのはなぜかというのが1点。

それからあと、A-3の資料で、落札率がずっとバーになっているのは、何か、100.0という意味なんでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。2点、お願いします。

○森山専門官 東京航空局安全企画保安対策課の森山と申します。

御質問の件ですが、改善提案は民間事業者から出されたものでございますけれども、民間事業者の企業努力によって、この業務をするためにはこのぐらいの人が必要だという提案があったということで、それによって金額が上がったというものではないと考えております。

○関野副主査 業者の発案により人を増やしたけれど、その後が分からなかったんです。

○森山専門官 企業努力によって、経費といいますか、金額は上がらなかったと考えております。

○関野副主査 労働集約型という説明があったので、単純に労働者が増えれば賃金が上がるかと思いますが、そういうことではなくて、何かを節約して、航空協会のほうで減らしたということですね。自助努力と。

○森山専門官 はい、そう考えております。

○関野副主査 あと、落札率のバーというのは、何か意味があるんですって。

○石岡空港保安防災企画官 落札率につきましては、開示をしておりませんので、掲載をしてないというだけでございます。大きな意図はございません。

○関野副主査 ほぼ100%に近いという、同じ航空協会だから100.0に近いということですか。もし表せれば。

○石岡空港保安防災企画官 そうです。

○関野副主査 はい、分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

○井熊主査 井熊です。

○事務局 お願いいたします。

○井熊主査 よろしければ、結果的には、これだけやっつと一者応札が変わらないので、本委員会の対応ではなかなか競争性の改善は難しいということで、終了ということではないと思うんですが、国土交通省として、今後どうするのかということ、最後お聞きしたいんですけども、このままずっと入札という形を続けていっても、非常にこの入札率が高止まり、一者応札が続くということになると思うんです。その意味で、公募をやりながら随意契約をやって、例えば協議しながらコストを削減する余地を作るとか、そういうことは検討されていくのかどうかということをお聞きしたいんですが。

このままずっと、いわゆる入札というものを続けていくのかどうかということです。

○森山専門官 東京航空局の森山です。

今後の予定につきましては、業務説明会を実施して広くアピールしていきたいと思っております。

○井熊主査 入札で競争を確保するというのも重要な手段ですけども、一者であっても、効率性が確保、向上するような取組の方法についても、今後ぜひ検討して行ってください。

○石岡空港保安防災企画官 はい、分かりました。

今まで御助言いただいたようなことも踏まえまして、私どもも、そのような観点につきまして、これからも引き続き努力してまいりたいと思います。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 それでは、本事業につきましては終了とする方向でよろしいですね。

○関野副主査 はい、結構です。

○井熊主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了とする方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省退室)

(林野庁入室)

○事務局 続きまして、国有林の間伐等事業の実施状況について、林野庁国有林野部業務課、宇野課長より御説明をお願いしたいと思います。

○宇野業務課長 御紹介いただきました、林野庁国有林野部の業務課長の宇野と申します。よろしくお願いいたします。

国有林野事業におきまして、本公共サービス改革法に基づく民間競争入札によりまして、

林内の路網整備と組み合わせた複数年契約による間伐事業について、平成23年度から実施しております、今年度で10年目を迎えるところでございます。

前回の小委員会におきまして、本事業の卒業に向けた検討を行っていくということとされましたことから、その際の御指摘も踏まえまして、今回の評価につきましては、例年の単年度の評価に加えまして、過去の改善点も踏まえた今までの総括的な評価を行っております。

この間、本事業の実施に際しまして、委員の皆様へ頂いた様々な御指摘を踏まえながら、実施要項等の見直しをしてまいりました。具体的には、事業に参加しやすい条件整備や人材育成、設備投資などの経営基盤の強化、また効率的な作業システムの情報発信など、様々な改善を行ってきたところでございますし、また2か年契約や植付け作業の導入など、事業の幅を広げる取組を行ってまいりました。

現在、新型コロナウイルスが猛威をふるってございまして、日本経済も影響を受けておりますけれども、林業もその1つでございまして、木材を利用する製材工場、あるいは最終消費の部分などが停滞して、国有林野事業はもとより、林業全体、またそれを支える林業経営体のほうにも大きな影響を与えております。

今回の状況につきましては、非常に特殊な事情ではありますが、日頃から林業の分野におきましては、自然災害などの自然条件ですとか木材の需給の動向、あるいは景気の動向によって担い手が不足したりといった様々な影響を受けるもの多くございます。こういった様々な変化にも、産業として乗り越えていく力をつけていかなければならないと考えておりますし、林野庁としても、その推進を担っていかなければならないと考えております。

本事業におきましては、大きなロットでの事業という特徴から、単年度事業よりも事業経費を抑えて森林整備を進めることができます。また、林業経営体としても、高性能林業機械の導入、あるいは効率的な作業システムの創出といった、現在までに大きな効果が見られましたので、現在までに本事業としてプラスとなった面、また今後の林野庁としての事業の方向性を今回はお示しできればというふうに思っております。

また、本事業の成果を糧として、今後の森林・林業施策の展開につなげていきたいと考えておりますので、今回の小委員会におきまして御審議いただいた上で、終了プロセスへ移行していければというふうに考えております。

それでは、詳細につきましては担当のほうから御説明させていただきますので、よろし

くお願いいたします。

○山内需要開発係長 担当しております林野庁国有林野部業務課の山内でございます。私のほうから、資料に基づき御説明させていただきたいと思います。

初めに、対象としている間伐等事業の概要につきましては、資料B-2で御説明させていただきます。

簡潔に述べますと、健全な森林を造成していくための間伐や複層林に誘導するための伐採、植付け作業を民間競争入札により実施しております。

また、複数年契約により壊れにくい作業道の作設や高性能林業機械等を組合せた効率的な作業システムの創意工夫の範囲を拡充して、より良質かつ低廉な事業を実施してきております。

今回の評価対象は、平成30年度導入箇所では北海道局から九州局まで、24の森林管理署において選定いたしました。資料の別紙のほうに契約箇所の一覧を記載しております。事業期間につきましては、平成30年4月以降に契約を締結した日を始期としまして、平成31年度、または令和2年度中に契約を完了する事業を評価しており、また、今回は終了プロセスに向けての御審議いただくということで、全体の総括も行っております。

本事業の実施に当たっては、達成すべき事業の質として企画立案及び進行管理、間伐等、路網整備、及び植付けの4つの項目を設定しておりまして、事業実行において、監督や検査、また例年実施しております実施状況に関する調査において、進捗状況の把握を行っております。

実施状況調査では、その4項目に関連した工程管理や技術向上と労働生産性など、10項目につきまして、受託事業者から提案のあった内容の達成状況について確認しております。

資料B-4は、事業の進捗と生産性を数字で表しており、資料B-5で、先ほど申し上げました4項目及び関連した10項目を評価したものになります。

資料2に戻っていただきまして、②の進行管理につきましては、主立った箇所を御説明させていただきますが、和歌山署と四万十署におきまして台風の被害が非常に大きく、林道や、またその林道に接続する県道等に影響があり、事業の進捗が落ち込んだものとなります。そのほか、入札手続の遅れや出材との調整により進捗率が低くなっておりますが、計画の見直しや制度の運用により改善を行いました。

全体の進捗としましては、間伐面積が計画に対して99%でおおむね達成されており、

生産量につきましては、計画に対して111%と大きく上回っております。

3のその他（主な提案の達成状況）についてですが、技術向上の点では、仙台署において提案された研修会の参加が確認されませんでした。そのほかの箇所では技術者の資格取得に取り組み、フォレストワーカー研修の受講など、技術者の育成を積極的に行われました。労働生産性につきましては、作業員1人が1日当たり何立方メートルの木材を搬出したかというものを数字で表したのになりますけれども、提案により目標の生産性を設定していただきました。その中で、5か所において目標の8割以下となっております。

主な要因としましては、急傾斜地や沢地形により作業する上で制限があった箇所であり、安全性を十分に確保していただくため、このような結果となりました。

一方、生産性が高かった箇所もございまして、根釧西部署では、ハーベスタとフォワーダを軸としまして、伐倒、集材、造材、運搬の4工程を2台の高性能林業機械で行う短幹集材システム、CTLシステムと申しますが、そういった画期的なシステムを導入し生産性を向上させたものや、既存の作業システムであります。木寄せ距離を短くする工夫と機械の稼働率を向上させ、計画を大きく上回る実績を上げた箇所もありました。

自然環境の配慮につきましては、一部現場において、沢地等、水場や接続する公道への配慮を十分に行うよう指導を行っております。

安全対策につきましては、群馬署において労働災害が発生をしておりますけれども、再発防止対策が取られており、そのほか全体としましてリスクアセスメントを定着させており、災害要因の洗い出しや未然防止に努めております。

続いて、間伐等につきましては、残存木が傷つかない対策を行うよう指導を実施し、損傷が発生しやすい箇所に重点的にプラスチック段ボール等の対策を行っております。

そのほか、全体としましては間伐率を守られており、適切な作業を実施していただいております。

3の路網整備につきましては、和歌山署において、排水の処理につきまして指導を行ったところでありすけれども、間伐木や林地保全に影響のあるものではありませんでした。

植付け作業につきましては、省力化につながるコンテナ苗の活用や木材の搬出作業に使用したフォワーダ等を活用することにより、間伐等の作業と連携した効率的で効果的な作業が行われております。

続きまして、民間事業者からの改善提案でございますけれども、新規機械を導入した例や、先ほど挙げさせてもらいましたCTLシステムの導入など、現地に応じた高効率な作

業システムの提案がなされております。

また、令和2年度の実施要項より、従来の契約の作業システムや実施方法等の事例を記載することとしましたので、ほかの事業体への技術の波及も行なえることとなっております。

実施経費状況及び評価になりますけれども、平均応札者数は、単年度と比較しますと0.2者下回っており、落札率では1%上回っております。平均単価の比較では2,209円と安価な結果となっております。応札者の関係につきましては、事業体に向けてアンケート調査を行い、入札に参加しなかった理由を確認しております。その結果、単年度事業や、そのほか民有林において事業を確保しているケースが最も多かったわけですが、昨年度よりも、その割合は下がっております。

応札者の対策につきましても、新しい実施要項により一部提出書類の省略を可能とする旨、改善しております。

評価につきまして、まずは平成30年度発注事業につきましては、高性能林業機械の導入など設備投資を行う事業体も見られ、林業事業体の経営基盤の強化も図られました。アンケート調査では、回答者の約80%が望ましい事業と回答していただいているところであります。

コストにつきましても、単年度と比較し安価に抑えられており、効果があったのではないかと考えております。

労働生産性においては、各事業体が総じて意欲的な計画を作成しておりまして、一部の箇所目標に達する進捗を向上させる余地はありますけれども、サービスの質はおおむね確保されたと考えております。

続いて、事業全体を通じた評価ですけれども、まず、競争性の確保に向けてですが、林業といいますのは、御存じのように、他の産業と比較しますと全国的に事業体数というのが少なく、1者応札等の課題はありますが、そういった中で、公告から入札までの期間の短縮や、予定箇所の情報提供など、申請者の拡大に向けて改善を行ってきました。

また、事業の質の確保に向けての取組についてですが、総合評価の評価基準に配置予定者の継続教育や新しいノウハウやシステムの導入といったことや、機械の稼働率の向上を評価基準に追加したところです。

その結果としまして、事業体自らが緑の雇用などの新規雇用や技術者の育成や資格取得などの取組が行われておりまして、また高性能林業機械の保有台数を増やすなど、技術力

の向上にもつながりました。

また、そういったことが効率的な作業システムの構築や植付け作業でのフォワーダ等を活用した資材運搬、コンテナ苗などの活用など、民間競争入札の目的でもあります事業体の創意工夫が見られ、生産性の向上、またコスト低減においても一定の効果があつたと私たちは総括しております。

最後になりますけれども、今後の方針でございます。市場化テスト、現在まで取り組んできましたけれども、先ほども申し上げましたが、事業体の新規雇用や林業機械の導入、そういったことで、経営体としての基盤強化や生産性の向上につながってきました。応札者数では単年度と同程度となつてしまいましたが、大きいロットでの事業の契約となりますので、間接費が抑えられ、低廉な契約単価という結果になりました。

林業という自然を相手にしており、その中で、事業体がいかに効率的な作業システムを工夫してきたか、どれほど技術力の向上に取り組んできたか、そういった面を評価し、林業の担い手として事業体を育成していくことが事業の質の向上につながると考えております。

これまで、委員の皆様にご審議いただいたことを踏まえまして、事業の質の向上に取り組んでまいったところであります。今後は、林野庁の入札監視等委員会に諮ることとしまして、公共サービスの維持向上及びコストの削減に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明いたします。

○事務局 評価案につきまして御説明申し上げます。

事業の概要につきましては、先ほど林野庁様のほうから既にお話がありましたので割愛をさせていただきます。

今回の評価案につきましては、資料B-1のほうを御覧いただきながら御説明させていただきます。

今回は、前回の審議のときに一旦事業の総括を行うよう御要望を受けましたので、このような方針に従いまして評価書を作成いたしました。

本評価の策定に当たりましては、各年度の評価、及び林野庁から提出されている実施状況報告を基に取りまとめております。これまで8年間事業を実施しておりますが、事業を実施した箇所は113か所に上り、うち複数応札があつたところは62か所、平均します

と54.2%で複数応札になっております。こちらのほうにつきましては、2ページ目の表の1のところに推移を記載させていただいております。

結論のほうから申し上げますと、基本的には終了プロセスに移行することが妥当であるという形で整理をさせていただいております。

競争性の観点、質の観点、コストの削減の観点から検討しておりまして、まず競争性の観点から御説明申し上げます。

まず、表1を御覧いただければと思います。こちらの複数応札率を御覧ください。当初は、88.9%ということで、スタート時非常に高い状況にはなっております。しかしながら、近年に至りましては過半を割っているような状況になっております。このことを鑑みまして、林野庁のほうでは毎年アンケートを実施しておりまして、その理由を分析しております。主な理由が3ページに記載されておりまして、こちらのほう、①から⑤のところに主な原因のほうに記載させていただいております。

毎年上がっているものが①になりまして、事業実施前に各年の事業計画が決まっており、受けるキャパがないという、①の回答が主なものと考えております。これに対して林野庁としては、調達の期間を可能な限り前倒しし、さらに前年これくらい作業量がありそうだとすることを事前にアナウンスを行うなど、また、前回の実施要項の審議のときにも出ておりましたけれども、一度提出いただいた書類は不要にするなどの努力をしております。民間事業者としては、どうなるか分からない入札を待つよりは確実に取れるものを確保するほうが、事業体として経営が安定するものだろうということで、先に予定をどんどん埋めていっているような状況でございます。

そもそも林業につきましては、3ページ目の図のところにございますけれども、林業経営体が10年間で半減しているというような状況になっておりまして、もともと地元生根差した事業体が林業を支えるケースが多いというような状況でございます。そのような場合、他の地区に出て行ってまで林業を行うというようなことがなかなか慣習としてないことから競争性が働きにくいというような状況を踏まえまして、過半の場所において2者以上の入札が行われたということは一定の効果があったと整理し、評価をした次第です。

次に、4ページ目でございます。質について評価でございます。

昨年度から、定量的な数値のある工程管理、技術向上及び労働生産性のところで評価をするという形で整理をさせていただいております。いずれも、記載がございましたように基準値の平均が100を超えるようなものになっておりますので、適当であるという形で整

理をさせていただきました。

続きまして、コスト削減のところでございます。6ページになります。(4)のところを御覧ください。コストの削減につきましては、本事業と同様の事業を単年度事業として実施しておりますので、このコストと比較しております。

これは、木の成長を待って、改めて同じところで事業をしなければ、事業の正確な比較はできないという形になることから、なかなかそこは現実的ではないということで、このような形での比較をさせていただいています。

表2を御覧ください。経年でまとめさせていただいています。全体に毎年削減効果が出ているところがございます。8年間平均で8.4%ということで、コスト面でも問題がないという形で整理をさせていただきました。

以上のことから、基本的には終了プロセスに移行することが妥当であるという形で整理をさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価案について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。梅木先生お願いします。

○梅木副主査 御説明ありがとうございます。

評価案につきましては異議を唱えるものではないのですが、コメントさせていただければと思いました。

先ほど御説明ありましたように、林業の経営体がどんどん少なくなっている中で、日本はやはり森林が国土面積のかなり多くを占めておりまして、この林業をやはり支えていくというのは非常に重要な国としての課題だなというふうに思います。

そんな中で、いろいろ工夫をされて、コスト的にも削減の効果を出されていて、また新しい技術も取り入れてというのは、かなり大きな成果ではないかなというふうに思います。今後も、人口が減って行ってさらに厳しい状況が予想されると思いますけれども、ぜひこれまでのこうした工夫は継続していただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○事務局 井熊先生、お願いします。

○井熊主査 どうも御説明ありがとうございました。

総務省のほうの評価案なのですが、まず、競争性の確保のところの3ページのとこ

ろの一番目のところですが。競争性の確保については一定程度の効果があったと思われるというのは、この表1の全般に関して、平均について見ればそうかもしれませんが、最近になって、複数応札率というのはぐっと下がってきているというのもありまして、やはり、こういうところをちゃんと捉えた評価案が必要かなと思います。期間全般を見れば、一定程度効果があったと思われるけども、最近は、こういう経営体数の減少に伴い、複数応札率が下がっているというようなことを書いたほうがいいのかと、そういう書き方のほうがいいのかと思います。

それからあと、林野庁の資料では、この間のいろんな定性的な効果というものは書いてあるのですが、定性面で成果があったということをもとめていただいているので、そういう競争性だとかコストだとか以外のところの定性面のところも、林野庁でまとめていただいているのを反映して、やっぱり触れたほうがいいのかと思います。

それとあと、できれば最後に、私どもの委員会としての、この分野に対する改善という意味で、林業事業者の育成と一体となった取組が必要であるみたいな、そういう表現も入れていただけないかなと思います。

以上です。

○事務局 承知いたしました。修正文を作成いたしまして、また先生方にお諮りさせていただければと思います。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。関野先生、お願いします。

○関野副主査 御説明ありがとうございます。前回も言ったのですが、この林業というのはちょっと特殊なもので、地方の問題もありますので致し方ない面があるかなと考えているのですが、資料2の5ページの(2)のところ、「令和2年7月」と書いてありますが、これは元年の間違いですか。第569回ですから、監理小委員会。去年の7月でしたか。

○宇野業務課長 林野庁でございます。前回2月のこの場で1回やったときのことで。

○関野副主査 2年が2回なっているだけの話ですか。分かりました。

○事務局 井熊主査、よろしく願いいたします。

○井熊主査 それでは皆さん、この件に関しましては事務局案のとおり終了という方向でよろしいですね。

○関野副主査 はい、結構です。

○梅木副主査 はい、結構です。

○井熊主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして終了とする方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(林野庁退室)

(農林水産省入室)

○事務局 続きまして、政府所有米穀の販売等業務の実施状況について、農林水産省政策統括官付貿易業務課、小峰課長より御説明をお願いしたいと思います。

○小峰課長 農林水産省政策統括官付貿易業務課長の小峰でございます。本日よりお願いいたします。

私どもは、平成23年度から政府所有米穀の販売等業務というものの民間委託先を公共サービス改革法に基づく民間競争入札のスキームに則りまして選定してきたところです。

その後、毎年本委員会において実施要領を御審議いただいた上で受託事業者の選定の入札を行いまして、それぞれの年度において複数者、実際には3者の受託事業者と契約を締結し、事業を実施させていただいております。

今回は、平成27年度契約分の事業につきまして実施状況を取りまとめましたので、評価をお願いいたします。平成27年度の報告書につきましては、まず確保されるべき質に係る目標について達成しているか、民間事業者の創意と工夫が発揮され質の維持向上の点で具体的な効果を挙げているか、経費の削減の点で効果を挙げているかとの観点から作成いたしました。私どもとしましては、平成27年度契約においては、関係法令に違反する事案の発生はなく、また経費についても、従前、農林水産省が自ら業務を行っていた当時と比較し、削減されておまして、良好な実施結果が得られていると考えております。

詳細な内容については、担当の石橋のほうから説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石橋米流通調整官 米流通調整官の石橋といたします。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3を御覧ください。

民間競争入札実施事業「政府所有米穀の販売等業務（平成27年度契約分）」の実施状況について御説明いたします。

まず、事業概要といたしまして、本事業は、食糧法に基づき平成27年度に政府が買入れを行った政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務を実施してございます。

事業実施期間につきましては、平成27年7月10日から令和3年3月31日までの足

かけ6年というところでございます。

受託事業者につきましては、伊藤忠食糧株式会社、住友商事株式会社、丸紅株式会社の3社となっております。

契約金額につきましては、この3社とも137億4,517万1,332円となっております。

5番の受託事業者決定の経緯について。まず、政府所有米穀の販売等業務における民間競争入札の実施要項に基づき、入札参加者、5者参加者がございました。提出された企画書及び入札書類等を審査いたしまして、実施要項に定める入札の参加資格を5者とも満たすことを確認したところでございます。

次に、この入札参加資格を満たす者に係る入札価格につきまして、平成27年5月29日に開札いたしました。その結果、いずれも予定価格の範囲内であったことから、落札者の決定につきましては、入札価格の低い者から順次、当該外国産米穀の取扱い希望数量の和、合計が外国産米穀の委託予定量の60万トンに達するまで選定したところでございます。

2ページを御覧ください。確保されるべき質の達成状況及び評価についてでございます。本事業の実施に当たり、確保されるべき事業の質といたしましては、実施要項において政府所有米穀の安全確保、創意工夫の発揮の2つの事項を設定しているところでございます。これらの事項につきまして、事業の指導監督のほか、毎年度行います実施事業に関する調査において把握してございまして、その結果は、以下のとおりでございます。なお、実施状況調査につきましては、いろいろな委託費の経費処理状況や事業の遂行状況、品質管理等などにつきまして確認してきているところでございます。

(1) 政府所有米穀の安全の確保等でございます。①といたしまして、受託事業体は、米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、いわゆる米トレーサビリティ法と我々呼んでいるところでございますが、これに規定している取引等の記録、搬出、搬入等の記録、食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化、適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録を作成いたしまして5年間保存していることを確認してございます。

また、政府所有米穀の保管に当たりましては、適切に保管するために必要な事項を定めました保管マニュアルを作成いたしまして、政府所有米穀を保管する全ての倉庫に備え付け、統一的な管理を行っているところでございます。

政府所有米穀の販売に当たりましては、その全量につきまして、カビ確認、カビ状異物の有無の確認、カビ毒検査をいたしまして、実施後1か月以内に販売を行って安全性の確保を行っているところでございます。

このカビ確認作業につきましては、民間競争入札実施前と民間競争入札の実施後を比べましたところ、1日当たり27.5トンから、1日当たり47.9トンと大幅に量が増えておりまして、効率化が図られているところでございます。

それから、食衛法に違反するもの、飼料の安全の法律に違反するもの、こういった流通ができない流通不適米穀につきまして、49件あったところでございますけれども、我々農林水産省が不用決定通知を出しまして、それを受け、受託事業者が廃棄計画を策定し、農林水産省へ報告の上、確実に適切に廃棄処理を行い、またこの完了について農林水産省に報告をいただいているところでございます。

②といたしまして、政府所有米穀の適正な流通の確保、受託事業者は米穀の流通に関する法令の規定を遵守しつつ、国内産米穀につきましては農林水産省からの販売指示に基づき販売を行っているところでございます。また、外国産米穀につきましては、農林水産省が年間計画をまず承認し、これに基づきまして、加工用、飼料用等に販売を行っているところであります。年間販売計画に対する販売実績でございますけれども、これは次の3ページの表を見ていただくと分かりますが、ほぼ計画どおりの販売実績となっております。

なお、一部の受託事業者におきまして、販売時に在庫米穀の用途の取り違えが発生したところでございますが、これにつきましては、速やかに回収、それから代替米穀の納入ということで交換をいたしまして、再発防止策もしっかりと講じられているところでございます。

3ページの③備蓄の適正な運営の確保でございます。政府所有米穀のうち、国内米穀であります備蓄米の販売につきましては、農林水産省の備蓄運営方針に基づき確実に行われております。受託事業者が今回27年度契約分で備蓄米25万トンにつきましては、一定期間備蓄後、現在、飼料用等の非主食用として販売されているところでございます。

なお、備蓄米の非主食用への販売に当たりましては、常時備蓄水準が91から99万トンとなるよう運用しているところでございます。

それから4ページを御覧ください。この備蓄の基本的な考え方のアからオは読んでいただいております。真ん中より下、この表の下のところからでございます。特に備蓄米につきましては、食糧法に基づき米穀の著しい生産の減少により、その供給が不足

する事態に備えるために保管しているところでございます。このため、長期保管がどうしても必要になってきてございます。これに関しましては、前述の保管マニュアルにおいて、穀温や庫内の湿度などを管理いたしまして、品質の確認とか倉庫の点検整備、あるいは異常発見時の対応等、きちんと具体的に定めて、これを適正に実施することにより、品質の保持に努め備蓄米を安定的に保管供給できる体制を整えているところでございます。

(2) 創意工夫の発揮でございます。(1)に係る業務の質の確保を図る上で、各事業体におきましては、①といたしまして、倉庫の日常管理に必要な温湿の測定において、はしごを登って高いところを見るちょっと安全性に問題があるようなところがございまして、はしごを昇降しなくても測定できるデジタル式の温湿度計及び穀温計を順次導入しているところでございます。

②カビ確認時に、いつ、どのロット、どの在庫部分をカビ確認したかということ特定できる管理台帳を作成することで、カビがもし発見された時の、その他の疑義ロットを容易に特定することができるとともに、再確認作業や廃棄を最小限に食い止めることができるということをやっております。

それから③誤出庫防止の観点から、全ての受託事業体におきまして、出庫米穀の販売用途に応じた容器、フレキシブルコンテナ、フレコンと呼んでいるところでございますが、フレコンの吊り紐の色を変えて、色別の管理を実施することにより、視覚的に適切に行えるよう対応しているところでございます。

3番でございます。事業経費の状況及び評価について、政府所有米穀を農林水産省自らが販売管理していたときの事業経費総額と、民間競争入札実施後の委託費の総額を比較することは、回転備蓄方式、いわゆる備蓄米を二、三年程度保管して主食用に販売していたときから棚上げ備蓄に変わって、棚上げ備蓄というのは備蓄米の不作による放出がなければ5年程度保管いたします。その5年程度保管後には、飼料用、餌用に販売することを基本としてございます。ということで、保管期間や販売条件が異なることから、これを直接的に比較することは困難と考えてございます。

このため、農林水産省自らが業務を行っていた平成21年度における政府所有米穀の販売に係る1トン当たりの経費と、平成27年度契約分の1トン当たりの経費、こういうものを比較して、この結果を次に記載しているところでございます。

①、②、③、その下の表も見ただけであればお分かりかと思いますが、1トン当たり約1万1,000円の経費が削減されているということになっております。

それから5ページの1番下のところからですが、また、委託業務のうち、安全性を確保するためのカビチェックの荷役単価につきましても、平成21年度の決算ベース、1トン当たり8,238円に対しまして、平成27年度契約分につきましては、1トン当たり3,930円となっております、48%ほど経費削減が図られているというところでございます。

4番、全体的な評価といたしまして、民間競争入札により実施しました政府所有米穀の販売等業務につきましては、今まで述べましたとおり、一部不適切な事案が発生したものの、その後すぐに改善がなされ、農水省が作成します仕様書及び受託事業者自らが仕様書に則して作成した業務方法書に基づき、適正に実施されております。事業の質が確保されているとともに、経費についても削減されていると判断していいのではないかと考えているところでございます。

また、政府所有米穀の販売と業務を包括的に民間委託したことに伴いまして、それまで地方出先機関で行われておりましたこの販売等業務を廃止しまして、人員を別の流通監視業務等に配置転換したことにより、これらに係る人件費も削減されているところでございます。

さらに、平成23年度から平成25年度まで販売手数料のみを入札対象としていたものを、定額の単価により支払われる物品管理手数料の収入を前提といたしまして、販売手数料が極端な低価格となっていたところでございます。また、経費の大半を占める保管経費及び運送経費が、定額の単価により支払われていたところでもございます。これをより競争性を向上させるために、26年度からは保管経費及び物品管理手数料、平成28年度からは運送経費を入札対象に追加するという事で競争させまして、経費の削減に取り組んでいるところでございます。

最後に、今後の事業につきまして、本事業の平成27年度契約におきましては、関係法令に違反する事案の発生はなく、前述のとおり良好な実施結果が得られていると考えております。引き続き、令和3年度契約分につきましては、公共サービス改革法の趣旨に沿って、サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることといたしたいと思っております。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について総務省より説明いたします。

○事務局 それでは、総務省から評価案につきまして説明をさせていただきたいと思いま

す。

資料C-1を御覧ください。事業の概要等につきましては、先ほど農林水産省のほうから御説明がございましたので割愛をいたします。

それでは、Ⅱの評価のところでございます。概要でございます。

平成28年開始事業を確認した上で、終了プロセスに移行することが適当であるという形で整理をさせていただいております。

これは、前回の議論を踏まえまして、1年程度は法令違反に関する対策の効果を見た上で判断したほうがよいだろうという御意見を踏まえまして、このような記載をしております。

それでは、27年度の単年度の経過につきまして御説明いたします。

1ページに応札状況がございますが、資料C-3を御覧いただきながら御説明させていただきますと思います。こちらのほうには、応札者情報が記載されております。見ていただきますと、6者、5者という形で複数応札が例年続いてきております。また、事業者の入替えも起きておりますので、競争性については問題ないという形で整理をさせていただきました。

続きまして、資料C-1のほうに戻っていただきまして、質について御説明をさせていただければと思います。

2ページ目になります。実施要項に達成すべき基準として定められている「流通米の安全性の確保」、「適正な流通の確保」、それから「備蓄の適正な確保」について記載がございます。こちらについては、こちらに記載してありますとおり全て適正に運営されたという形で整理をさせていただきました。先ほど農林水産省のほうから、一部問題があったということで御報告をいただきましたけれども、ヒューマンエラー的なものでございまして、法令に違反するようなものではございません。したがって、法令違反もないという形で整理をさせていただいております。

また、昨年問題になりました法令違反に対する検査につきましては、別途予算を確保しまして抜き打ちの検査を実施していくとの報告を受けておりますので、こちらのほうも問題なしという形で整理をさせていただいたところでございます。

続きまして、3ページ目、実施経費です。

まず、申し訳ございません。一部ちょっと誤植がございまして、(3)の表の下に米印がございました。こちらのほう、「平成31年10月」と書かれておりますけれども、ここは「令

和元年10月から消費税が引き上げられた」の誤りでございます。また同じように、「実施経費を1.8で割戻した数値」という形で記載しておりますけども、これは「実施経費」の誤りでございます。まず、この場を借りまして修正させていただければと思います。

続きまして、費用のほうの確認をさせていただければと思います。市場化の前に、1トン当たりの経費と今回の経費とを比較をいたしました。削減額としましては1万1,694円、こちらのほう、税抜で計算させていただいております。削減率としては34.2%という形で削減されているところでございます。

以上のことから、コストの面についても問題ないというふうに整理をさせていただいております。28年度の事業評価が順調であれば審議を行う終了プロセスに移行することが妥当であるという形で整理をさせていただいたところです。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○井熊主査 この件に関しましては、これまでと実施内容自体は、実施状況自体は大変良好であるというような部分がありましたので、一部、法令違反等の問題があったと思いますが、これは改善されたということで、終了ということで、皆さん問題ないでございませよね。

○関野副主査 問題ないのですが、ちょっと質問よろしいですか。

○井熊主査 どうぞ。

○関野副主査 御説明ありがとうございました。総務省の最後の書き方のところで、「平成28年度事業評価の経過が順調であれば」と書いてありますが、これは、ここだけ読むと、普通の委員の人は分からないと思うので、終わりの令和4年3月31日ですか、平成28年度の契約のものは。なので、契約期間をきちんと書いたほうが、「平成28年4月から令和4年3月31日まで」の契約のもの評価をするという期間を書かないと、多分、何で28年度の事業評価を今頃するのかと疑問に思うのじゃないかなと思ったので、ちょっと期間を括弧書きでもいいから書いていただけると、6年契約なのかと分かるかなと思いました。それだけです。

○事務局 承知いたしました。今の御指摘をいただきまして、1ページ目の概要のところの28年の開始事業のところに、「平成28年4月から令和4年3月31日まで」という文

言を追記し、また、最後ページでございます。最後のパラグラフのところ、「平成28年度事業評価によって」というところにも同じような文言を記載させていただいて整理をさせていただければと思います。

○関野副主査 はい、よろしく申し上げます。

○井熊主査 ほかはよろしいですか。

○事務局 はい、お願いいたします。

○井熊主査 はい。それでは、平成27年度開始事業で、評価としては大変良好だったと思いますので、28年度開始事業の事業評価が順調であるということを前提に、その場合は審議を行わず終了する方向で、監理委員会に報告するようにお願いいたします。

なお、28年度の事業報告については、事務局から報告を受けることについてよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○関野副主査 ありがとうございました。

○梅木副主査 ありがとうございました。

(農林水産省退室)

(環境省入室)

○事務局 続きまして、国民公園の維持管理業務、皇居外苑に係わる事業開始年度の延期の報告について、環境省皇居外苑管理事務所、須藤所長より御説明をお願いしたいと思います。

○須藤所長 それでは、よろしく申し上げます。私は、環境省皇居外苑管理事務所長の須藤と申します。本日はどうぞよろしく申し上げます。

それでは、市場化テストの1年延期について、これから御説明をいたします。

まず、このペーパーに沿って概要から御説明します。

令和元年基本方針において市場化テスト、皇居外苑管理業務の、実施期間は令和3年4月から令和6年3月までとされておりまして、環境省においては、同業務を令和3年4月より開始するため、実施要項案を入札監理小委員会にて審議いただくよう準備を進めていたところでございますが、以下に示す事情変更により、事業開始時期を1年程度延期させていただきたいというものでございます。

2番の事業開始時期を延期する事由としまして、大きく2点ございます。

まず1点目として、皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会の取りまとめ時期の延期ということでございます。令和3年4月から契約ができるように、市場化テストに向けた実

施要項等の準備を進めていたところでございますが、ほぼ時を同じくしまして、皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会が発足いたしまして、令和2年2月に第1回が開催されました。当初は同年6月の懇談会の審議結果の取りまとめを想定しておりましたが、環境省では同年2月20日に厚生労働省から発出されたイベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージを受け、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、主催会議等の原則中止、延期の措置等を取っていることから、現時点では本懇談会の次回以降の開催時期及び懇談会の審議結果の取りまとめの時期が未定となってしまいました。

この会議は、昭和27年の閣議了解に基づき、長年にわたり国家的行事の利用に用途が限られていた皇居外苑の活用を巡り、有識者による今後の利用の在り方に関する検討を行うためのものであります。

以下、外苑の在り方に関する懇談会要綱がありますが、ここはちょっと割愛させていただきます。

この検討の結果によっては、今回の市場化テスト実施要項、仕様書の内容に影響を与える可能性がありますため、実施要項、仕様書の作成着手時期を懇談会終了後とし、懇談会の検討結果を反映できるようにしたいということでございます。

もう1点目は、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の延期ということでございます。

東京2020オリンピック・パラリンピック大会は、当初令和2年7月24日から9月6日までの間で開催する予定で、皇居外苑もその一部が会場となっております。その間は通常形態での維持管理業務が実施できないことから、大会終了後に市場化テストを実施することとしておりました。しかし、御存じのように新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受けて、同年3月に、大会が1年程度延期されることとなってしまったため、通常形態での維持管理業務となつてから事業開始とすることとさせていただきたいということでございます。

3番として、令和3年度の方針ということですが、開始が今回の延期で令和4年度からという形になりますので、1年空いてしまいますので、その空いた令和3年度につきまして本業務への影響が及ぶことなどを踏まえて、市場化テストに移行するまでの契約については業務の期間が1年程度しかないこと、新たに業者を選定するために企画競争を実施したとしても複数の参加者が想定できないこと、さらに業務の確実な質の確保が期待できないことなどを考慮し、随意契約による契約延長を考えております。

対象業務範囲としましては、皇居外苑の管理運營業務のうち、庭園管理、清掃、巡視・利用指導、広報・案内、駐車場等の運営管理、飲食施設等の運営等の各業務を想定しているところであります。

今後のスケジュールとしましては、当初予定では令和2年の5月、すなわち今現在に入札監理小委員会で御審議いただいた上で、6月にパブリックコメント、7月に入札監理委員会、8月に入札手続、9月に落札者を決定し、10月以降、令和3年3月にかけて引継ぎを行って、契約の手続を経て、令和3年4月に市場化テストの事業開始という予定をしておりましたが、変更後の予定としましては、先ほどの懇談会を受けて、実施要領、今、作り直すという形になっておまして、令和3年の2月から3月にかけて要項案の提出を行うと。その後、同じような手続を経て、入札監理小委員会、パブリックコメント、入札監理委員会、入札手続、落札者決定の後、引継ぎを受けて、令和4年の4月から市場化テストの事業を開始とさせていただければと考えております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。ただいま環境省より御説明いただきましたが、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 本件に関しましては、本当に仕方がない事由かなと思います。

それでは、皆さんからの特段の御質問、御意見もないようですので、異存なしということにしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(環境省退室)

— 了 —